

## 久御山町町制施行 70 周年記念ロゴマーク使用基準

### 1 趣旨

久御山町は、昭和 29 年 10 月 1 日に町制を施行し、令和 6 年に町制施行 70 周年を迎えます。様々な記念事業の展開や町内外に本町の魅力を発信するにあたり、より皆さまに一体感を持ち 70 周年を盛り上げていただけるよう、70 周年記念のロゴマークを決定しました。

久御山町では、このロゴマークが本町の PR のために、広く活用されるよう必要な事項を定めるものです。

### 2 図柄等の使用方法

ロゴマークは別紙 1 のとおり使用することとし、縦のみ及び横のみ伸ばして使用することは禁止とします。使用する色についても、別紙 1 のとおり使用することとします。

### 3 使用基準

「1 趣旨」に合致するもの、久御山町の魅力発信に役立つものに広く使用するものとします。ただし、次の（1）～（6）のいずれかに合致する場合には、使用を認めないこととするとともに、使用後に発覚した場合には、直ちに使用を取り消すこととします。

- （1）町の品位を傷つけ、またはそのおそれがあるとき。
- （2）ロゴマークのイメージを傷つけ、またはそのおそれがあるとき。
- （3）自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認めるとき。
- （4）法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき。
- （5）特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認している誤解を与え、またはそのおそれがあるとき。
- （6）その他町長が使用について不適當であると認めるとき。

### 4 使用手続き

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙 2 のロゴマーク使用承認申請書に必要書類を添えて、町長に申請するものとします。ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- （1）町及び町教育委員会が主催・共催して実施する事業等。
- （2）報道機関が報道の目的に使用する場合。
- （3）その他町長が申請を要しないと認めた事業等。

※町長は、提出された申請書に基づき審査を行い、その結果を別紙 3 のロゴマーク使用承認通知書により使用者に通知します。

## 5 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とします。

## 6 使用に関する留意事項

使用承認を受けた者は、次の（１）～（５）に掲げる事項を遵守することとします。

- （１）申請した内容のみに使用すること。
- （２）必ず提供したデータを使用し、色・形状等を正しく使用すること。
- （３）使用の権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- （４）ロゴマークの図柄（色、形）を改変等して使用しないこと。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。
- （５）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

## 7 苦情、損害賠償等について

使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故・苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じることとします。また、発生した事故・苦情等について、町長はその責を負わないものとします。

## 8 その他

- （１）この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定めます。
- （２）この基準は、令和6年3月25日から適用します。

別紙 1

